

会計年度時給制 省エネルギー指導員 募集要項

令和7年9月5日
環境局環境企画部脱炭素社会推進課

この募集要項を
ご覧になる方へ

会計年度時給制省エネルギー指導員の募集は**年齢不問**です。
意欲のある、多くの方の受験をお待ちしています。

1 選考区分・採用予定人員・主な職務内容等

選考区分	採用予定人数	主な職務内容等
会計年度時給制 省エネルギー指導員	2名	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第98条第1項に規定する地球温暖化対策計画書※の届出事業所を訪問し、省エネルギー対策の専門家として指導・助言等を行う業務及びこれに伴う事務です。 具体的には、以下のような業務です。 （1）上記事業所への訪問にかかる連絡調整、訪問指導 （2）地球温暖化対策計画書の内容確認業務 その他、市民・事業者からの省エネルギーに関する相談対応等 ※地球温暖化対策計画書…温室効果ガスの排出量が相当程度多い事業所（燃料並びに熱及び電気の量を合算した年度の使用量が、800KL以上（原油換算）となる事業所）を対象に地球温暖化対策計画書等の作成・届出・公表を義務付けた制度。

2 受験資格

次の（1）、（2）、（3）のすべての要件を満たすことが必要です。

- （1）エネルギー管理士の免状の交付を受けている者または技術士（省エネルギーに関連する部門）の登録を受けている者で、選考日において、工場やビルにおけるエネルギー使用の合理化に関する実務に3年以上の経験を有する者
- （2）パソコンの基本的操作（ワード、エクセルなどの入力作業）ができる者
- （3）次のいずれにも該当しない者
 - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者
 - エ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

3 申込み

（1）申込期間

令和7年9月5日（金）から令和7年10月6日（月）まで

（2）申込方法

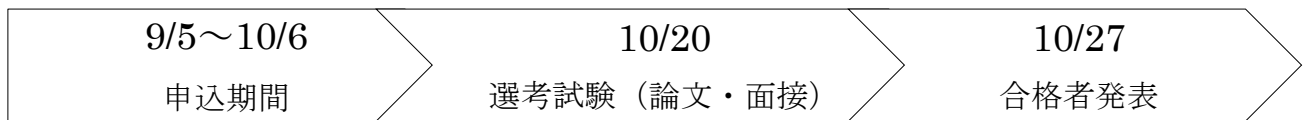
別紙の受験申込書に必要事項を記入の上、エネルギー管理士または技術士の証書の写しと併せて、環境局環境企画部脱炭素社会推進課まで郵送（10月6日（月）必着）もしくは持参してください。

※ 持参の場合は、申込期間内（閉庁日除く）の午前9時から午後5時まで受付けます。

〔郵送宛先〕 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1-1
名古屋市環境局環境企画部脱炭素社会推進課 担当：池田・増野

4 選考の日程等

(1) 選考の流れ



(2) 試験内容（試験日：10月20日（月））

試験	試験内容	配点
論文試験	省エネルギー指導員としての資質を問う論文試験（800字程度。60分）を実施します。	300点満点
面接試験	面接試験を実施します。	700点満点

※ 論文試験は実務経験等を踏まえ、名古屋市内の事業者への省エネルギー対策の促進や行政に期待される役割をどのように考えるか、省エネルギー指導員としての抱負などの内容となります。

※ 各試験において得点が一定水準に達しない場合は、総合得点に関らず不合格となります。

(3) 会場及び集合時間

令和7年10月7日（火）ごろ郵送にて通知します。

(4) 選考結果の通知

試験結果については、令和7年10月27日（月）に本市ウェブサイトにも最終合格者の受験番号を掲載します。あわせて郵送にて通知します。

(5) その他

電話等による可否に関する問い合わせには一切お答えしません。

5 合格から採用まで

(1) 採用は令和7年12月1日を予定しております。（採用後1月間は条件付採用期間となります。）

(2) 任用期間は、令和7年12月1日から令和8年3月31日までとなります。

なお、勤務実績に応じて翌年度も再び任用される可能性があります。（最大4回まで）

(3) 受験資格がないことや申込書類に不正があることが判明した場合には、採用されないことがあります。

6 試験結果の開示

試験の成績については、名古屋市個人情報保護条例第9条の規定に基づき、口頭で開示を請求することができます。開示は閲覧により行います。

(1) 請求できる人及び開示内容

不合格であった方のみ請求できるものとし、総合順位及び総合得点を開示します。

(2) 請求期間

令和7年10月27日（月）から令和7年11月26日（水）の、午前9時～正午及び午後1時から午後5時までとします。（土・日、祝日、振替休日を除く）

(3) 請求方法

受験者本人が環境局脱炭素社会推進課に来庁の上、運転免許証、旅券等の身分証明書（顔写真のあるもの）を提示して口頭で申し出てください。

※ 開示請求は、受験者本人による市役所（中区三の丸三丁目1番1号）来庁が必要です。また、電話・郵便等による請求は受け付けておりません。

※ 必要提示書類（写真付の身分証明書）に不足がある場合は開示できません。

※ 来庁の際は、公共交通機関をご利用ください。（自家用車での来庁はご遠慮ください。）

7 勤務条件

報酬	時給 1,460 円から 1,890 円（地域手当相当報酬を含む）の範囲で、高校卒業後の年数に応じて決定 期末手当及び勤勉手当を支給（R7 年 6 月期実績は 2.3 月分支給） 通勤手当相当分の費用弁償の支給（通勤経路及び通勤方法による）
勤務時間	勤務日は週 3 日（火・水・木の 3 日。振替で他日に勤務可能）のほか月 1 日、勤務時間は 1 日あたり 6 時間（12:00～13:00 の休憩時間を除く）
休日	土曜日、日曜日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）、国民の祝日
休暇	年次休暇、忌引休暇等
社会保険等	社会保険、厚生年金及び雇用保険はありません。業務上の怪我等は公務災害補償等に関する条例で対応します。

※ 採用されるまでに給与関係の条例等の改正が行われた場合は、その定めるところによります。

※ 報酬決定に必要な学歴経験の上限は高校卒 13 年以上経過です。

<報酬のイメージ>

60 歳定年で退職後に採用された場合の報酬は時給 1890 円（最大額）になります。また、令和 7 年 12 月期の期末・勤勉手当は年度内の任期が 6 か月未満のため支給されませんが、再度の任用された場合の次の 6 月期の合計支給額はおよそ 24 万円から 35 万円（時給による）となる見込みです。

<兼業について>

会計年度短時間勤務職員については、以下の 4 点すべての要件に該当する場合は、営利企業への従事等をすることができます。

- 営利企業への従事等による 1 週間の労働時間と本市における各任命権者が定める 1 週間の勤務時間の合計が労働基準法第 32 条第 1 号に規定する時間以内であり、かつ、営利企業への従事等による 1 日の労働時間と本市における各任命権者が定める 1 日の勤務時間の合計が労働基準法第 32 条第 2 号に規定する時間以内であること
- 本市における各任命権者が定める 1 週間の勤務時間の合計が 38 時間 45 分以内であり、かつ、本市における各任命権者が定める 1 日の勤務時間の合計が 7 時間 45 分以内（複数の職を兼ねる場合に限る。）であること
- 営利企業への従事等をするにより職務の公正な執行を妨げる恐れがないこと
- 営利企業への従事等をするにより公務に対する信頼を失う恐れがないこと

営利企業への従事等をする際、職員本人より所属の長（課長）に兼業届を提出する必要があります。

8 個人情報の取扱い

採用選考に際して提出された書類等は一切返却しません。なお、採用選考において取得した個人情報は、採用選考及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。

<問合せ先>

名古屋市環境局環境企画部脱炭素社会推進課
名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号（市役所東庁舎 5 階）
Tel: 052-972-2693 Fax: 052-972-4134